

目次 Contents

特集

新型コロナウイルス感染拡大防止にともなう取り組み

- ・富田林保健所に現状などを聞きました 03
- ・予防対策のおさらい 04
- ・聞いてみた まちの声 04
- ・ひとりで悩まずご相談ください 05
- ・企業や団体から寄贈・ご協力いただきました 05
- ・納付猶予や減免、給付金など 06
- ・給付金詐欺や、その他コロナ関連詐欺が増えています 07

情報ひろば

安全安心 08、公表 10、暮らし 12、保険年金 13、子育て 14、人権 15、就労 16、健康 16、税金 18、高齢者 18、事業所 19、催し・講座 20、スポーツ 23、募集 24、その他お知らせ 26、相談 27

介護予防コラム

いつまでも ころ豊かに このまちで②

歴女がゆく 日本遺産認定記念編④

おうち時間大募集

掲載情報の見方

対象に明記のないものは市内在住・在学・在勤者が対象▶催しなどで費用の記載のないものは無料▶申し込みが必要なのは主催者からの連絡などで確認を▶先着順の申し込みで時間の記載のないものは午前9時から受付▶申し込み・問い合わせなどで住所・電話番号の記載がないものは市役所へ（業務日・時間は月～金曜日午前9時～午後5時30分、祝休日・年末年始を除く）
●環境への配慮から、催しなどへの来場はできるだけ公共交通機関のご利用を。

くろまろ塾の認定講座や催しはこのマーク
今後の予定など詳しくは市ホームページをご覧ください。



市の人口・世帯数 4月末日現在（カッコ内は前月比）

人口	男	女	世帯数
103,980(-51)	49,056(-15)	54,924(-36)	47,525(+72)

市役所：河内長野市原町一丁目1番1号
※郵送の場合は〒586-8501（住所不要）
☎ 0721-53-1111（代表）

特集

新型コロナウイルス感染拡大防止にともなう取り組み

命を守るために 今できること

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぎ、みなさんの健康を守るためには、人との接触を減らし、手洗いや消毒、マスクなどの予防対策が欠かせません。そこで、改めて関係者などに現状をお聞きし、関連情報をまとめました。今後、すぐに以前のような生活に戻ってくるというわけではありませんので、引き続き、予防対策の徹底をお願いします。
※給付金などの支援情報は6・7ページにまとめています。

―南河内の感染状況は？―

府内では感染者が最も少ない地域です。集団感染となったライブハウスなどへの出入りや、ヨーロッパなどからの帰国者が比較的少なかったからだと思います。

また、幸いにも院内感染や施設内感染が発生しておらず、病院や施設のみなさんが必死に頑張ってくれていることに心から感謝します。

―保健所にはどんな役割が？―

現在、全国の保健所に新型コロナウイルス受診相談センターが置かれ、相談や検査対応、入院調整、検体や患者の搬送、濃厚接触者の健康観察などにあたっています。

当保健所では、感染症担当の5人を中心に府の他部署からも応援を受け、全職員50数人で総力を挙げて対応しています。

―相談対応は？―

4月中旬は1日150件を超えて電話が鳴りっぱなしでしたが、5月1日現在では40数件になっています。相談内容は不安を訴えるも



のから、発熱や咳があるといった症状に關すること、PCR検査（感染症の遺伝子検査）のことなど様々です。

―誰でも検査できますか？―

医師の診察の結果、感染が疑われた場合に、PCR検査を行います。検査結果がすべて陰性だった日は、執務室内に拍手が起ることも。

南河内の医師会の積極的な協力のおかげで、5月から検査体制を強化しましたので、今後は検査数を増やし安心を広げていきたいと考えています。

―苦勞しているのは？―

ワクチンもない状況で、患者と向き合う医療機関が大変苦勞されています。保健所は携帯電話を交代で持ち帰るなど24時間体制なので、深夜に救急隊から電話がかかること

もあります。救急車で2時間以上、搬送先が見つからなかった事例もあり、医療崩壊の一手前前という危機感を持っています。

―もっとも重要な課題は？―

何より、医療が必要な方を適切な医療機関にスムーズにつなげることが最優先です。陽性が確認されたら、すぐに受け入れ可能な医療機関を探し、準備を整えて入院していただきます。次に陽性者の行動歴を詳しくお聞きし、状況や時間などを分析のうえで濃厚接触者を特定。電話などで連絡し、一定期間の健康観察を行います。

―濃厚接触者への対応は？―

観察期間中は外出を控えていただき、朝夕の体温と体調変化はないかなどを電話や専用アプリで確認しています。家族とも部屋を分けるなどして接触を避け、勤め先にも相談していただいで在宅勤務などをお願いしています。

―私たちにできることは？―

陽性者とその家族は大変つらい思いをされています。保健所や厚生労働省が適切に接触者の把握を進めていますので、個人を特定しようと聞いて回ったり、感染者を非難するような行為は慎んでください。

誰もが感染する可能性があるということをお忘れずに、配慮ある行動をお願いします。

また、すれ違い程度では感染しません。街の空気が汚染されているわけではありませので、センサーシヨナルな報道に踊らされないように。過剰に恐れて自宅にこもってばかりにならず、散歩など集団ではない一人でできる運動で生活リズムを整えてほしいと思います。

―インタビューを終えて―

永井所長は最後に、「あとひと頑張り、予防策の継続をお願いします」と言って話を締めくくりました。今回、最前線で戦う現場の声を聞き、不安はありますが、一人ひとりの冷静な行動が感染拡大を防ぐ鍵となることが分かりました。

感染症対策で重要な役割を担う 富田林保健所に 現状などを聞きました

※このインタビューは5月1日に行われたものです。



富田林保健所長 永井仁美さん

ひとりで悩まずご相談ください

外出自粛や休業などが続く中、生活不安・ストレスで、配偶者などからの暴力（DV）の増加や深刻化が懸念されています。内閣府ではDV相談体制を強化し、新たな窓口を開始しましたので、専門の相談員にご相談ください。

●DV相談^{プラス}

☎ 0120-279-889（つなぐ・はやく）（24時間対応）

※メールやSNSでも相談ができます▷詳細は内閣府ホームページ「DV相談+」で検索を。

●下記でも電話相談を受け付けています

- ・府女性相談センター☎ 06-6946-7890
- ・富田林子ども家庭センター☎ 25-2065
- ・女性の人権ホットライン（法務局）☎ 0570-070-810
- ・女性のための相談（男女共同参画センター）☎ 54-0003

※警察でもDVに関する相談を受けています▷専用電話「# 9110」をご利用ください▷緊急の対応を必要とする場合には、ためらわずに110番通報してください。

図人権推進課

●育児相談

子育てについて、心配ごとや困ったことはありませんか？あいつは臨時閉館していますが（5月末までを予定）電話での相談は受け付けています。気軽にご相談ください。

●子ども・子育て総合センターあいつく

育児相談 ☎ 0721-50-4664

●虐待かもと思ったら

子育てが辛くてつい子どもにあたってしまう、近くに子育てに悩んでいる人がいる場合は相談を。

●こども相談

もし、困っていることや、我慢していることを家族に言えないときは、電話してください。

●市役所子ども子育て課 ☎ 0721-53-1111

●児童相談所虐待対応ダイヤル☎189(24時間受付)

フリーダイヤル

企業や団体から寄贈・ご協力いただきました

市内の企業や団体から様々な地域貢献があり、感謝状を贈呈しました。

このほか、様々なご協力・ご支援の申し出が寄せられています。

市庁舎や学校、福祉の現場などで活用させていただきます。ありがとうございます。

- 松本工務店のご協力で市庁舎窓口などに飛沫防止シート設置（写真①）
- 株式会社せいきからマスク寄贈（4月16日写真②）
- 株式会社慶・拓新国際株式会社からマスク寄贈（4月20日写真③）
- 株式会社 Ares から次亜塩素酸水寄贈（4月24日写真④）
- 株式会社 KODAMA からマスク寄贈（4月27日）
- 株式会社 HEAVEN Japan から次亜塩素酸粉末剤寄贈（4月27日）
- 河内長野だんじり4地区連絡会から消毒用スプレー寄贈（4月27日）
- 岩田工業からマスク寄贈（4月28日）
- とりぞうからマスク寄贈（4月30日）



あったかい交流が続く未来を

食堂オンキッチン 社会福祉法人ぬくもり
鬼頭大助さん

私たちの法人では、約2年前に市役所1階に食堂 OnKiTCHEN（オンキッチン）をオープンしました。一般の飲食店とは違い、障がいを持つ方がスタッフとして働いており、老若男女様々な人が交流できる拠点を目指しています。しかし、感染予防のため、3月末からは食堂を閉めてお弁当のテイクアウト販売に限定しています。

この前、お弁当を購入いただいたお客様から、「ありがとう」のメッセージカードが店のドアに挟まっていたことがありスタッフ全員が元気をもらうことができました。少しでも前向きにがんばっていきたいです。今後は様々な人が交流できるイベントなども計画しています。今はしんどい時期ですが、みんなでこれを乗り越えて、障がいのあるなしに関わらず、たくさんの人が集まる温もりのある食堂を再開したいです。

スタッフお手製のメッセージカードが添えられた、油の使用を抑えたヘルシーなお弁当。



留学先のハンガリーから 帰国して感じたこと

尾羽根 梨琴さん

私は昨年夏からハンガリーに留学していましたが、3月の初旬に大使館から「首都ブダペストで旅行中の日本人観光客15人に新型コロナウイルス感染の疑いがあり隔離されている」と突然メールが届きました。当時の私は、インフルエンザみたいなものだろうと軽く考えていました。しかし数日後には、学校や英会話教室、公共施設などが閉められ、電車もほぼ止まってしまいました。街はロックダウン状態となり、スーパーも午前中は65歳以上だけしか入店できないように…。

不安と恐怖を感じましたが、エージェントを通じて速やかな帰国を促され、ハンガリーでの楽しい生活を続けたい気持ちを抑えながら、3月下旬には帰国となりました。

大阪に戻り、2週間の自宅待機をしていましたが、意外にも街は人で賑わっているようで、「なぜこんなにも余裕があるの？」と心配でした。その後は、日本の状況も変わり欧米ほどの感染拡大には至っていないことにほっとしています。感染症は自分のことだけでは済みません。私も気を緩めず、今後も感染拡大防止に努めたいと思います。

予防対策 の おさらい

引き続き、不要不急の外出を自粛し、「3つの密」を避け、人との距離（ソーシャルディスタンス）社会的距離をとって、他人に感染させないことを心がけてください。

感染拡大を防ぐために

- ①こまめに手洗い
せっけんで約30秒の手洗いを。できない時はアルコール消毒を忘れずに。洗っていない手で目や鼻、口などを触れない習慣をつけましょう。
- ②マスクをつける
外出や会話の際はマスクを着用し、家の中でも咳エチケットを心がけてください。
- ③換気する
家やオフィスでは、風の流れができるよう、2方向の窓を数分間程度、全開に。毎時2回以上が理想です。

6月1日(月)～7月1日(水)は 家庭のもえるごみはシール貼付不要

外出自粛が続く、家庭ごみの量が増加していることから、生活支援対策として上記期間中、シール貼付は不要です。ごみの分別区分、収集日は従来どおりです。

※もえないごみ・粗大ごみ・事業系ごみは対象外です。

図環境衛生課

聞いてみた まちの声

税・保険料の納付猶予や減免など

納税が困難な人への猶予(特例)制度

新型コロナウイルス感染症の影響で、市税の納税が困難な場合は、申請に基づき、原則として1年以内に限り納税の猶予(特例)を受けることができます。詳細は下記へお問い合わせください。
固税務課

国民年金保険料の免除などの臨時特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年2月以降の所得が相当程度減少する見込みの場合は、国民年金保険料の全額免除・納付猶予・一部免除・学生納付特例の手続きができます。

対象 令和2年2月分以降の国民年金保険料

※詳細は日本年金機構のホームページをご覧ください。

固天王寺年金事務所(☎06-6772-7531)または市民窓口課

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の減免

新型コロナウイルス感染症に感染して死亡された場合や、影響で収入が減少して保険料の納付が困難になった場合は、申請に基づき、保険料を減免できる制度があります。詳細は下記へお問い合わせください。

固保険医療課

納付相談

●国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料

新型コロナウイルス感染症の影響で、各保険料の納付期限までの納付が困難な場合は、納付相談を受け付けています。詳細は下記へお問い合わせください。

固保険医療課または介護保険課

傷病手当金

国民健康保険・後期高齢者医療

新型コロナウイルス感染症に感染または感染の疑いがある時に休みやすい環境を整備することで感染拡大を防ぐため、市国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者のうち、次の①～③すべてに該当する人に傷病手当金を支給します。

対象 ①勤務先から給与などの支払いを受けている人、②本人が同感染症に感染または感染の疑いがあり療養のために勤務できず、その期間が連続した3日間を含み4日以上ある人、③勤務できなかった期間について給与などの全部または一部が支給されない人

支給額 直近の継続した3か月間の合計給与額を就労日数で除した金額×3分の2×支給対象となる日数

※傷病手当金より給与などが少ない場合にはその差額を支給します▷1日あたりの支給額には上限があります。

支給対象となる日数 勤務できなくなった日から連続した3日間を経過した日(4日目)以降で、勤務を予定していた日数

適用期間 傷病手当金の支給を開始する日が1月1日～9月30日

申請方法 市ホームページに掲載している申請書、医師の意見書や事業主の証明書などを市へ郵送※詳細は下記へお問い合わせください。

固保険医療課

給付金詐欺や、その他コロナ関連詐欺が増えています

個人情報・通帳・キャッシュカード・暗証番号の詐取にご注意ください

特別定額給付金に関して、市や総務省などが現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすることは絶対にありません。また、給付のために手数料の振込を求めることもありません。

自宅や職場などに市区町村や総務省などをかたった電話がかかってきたり、郵便、メールが届いたら、市役所や警察署にご連絡ください。

警察相談専用電話 **#9110**

●自動通話録音装置を無料で貸し出し

市では、高齢者世帯に自動通話録音装置を無償で貸し出しています。電話回線と電話機の間に接続するだけで簡単に設置でき、警告メッセージが流れて会話内容を自動で録音します。申込方法を簡素化したので、希望者は下記へお問い合わせください。

固危機管理課



●消費者ホットライン188

「悪質商法による被害にあった」「ある製品を使ってけがをしてしまった」などの消費者トラブルや、「コロナウイルスが水道水に混ざっている可能性があり調査に行くので住所を教えてください」、「心あたりのないマスクが宅急便で届く」などの新型コロナウイルス感染症に関連したトラブルも多くあります。一人で悩まず下記へご相談ください。

専門の相談員が対応し、トラブル解決を支援します。

固消費者ホットライン **188**

地域経済や市民生活を支える 納付猶予や減免、給付金など

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、市税の納付猶予、保険料の減免、水道料金の減額などを行います。

また、給付金や支援金の受付を開始しています。

感染防止の観点から、手続きはできるだけ郵送をお願いします。

※5月14日時点の情報です。

特別定額給付金

●簡素な仕組みで迅速に

5月に、市から世帯主宛に申請書を郵送しています。まだ手続きがお済みでない人は忘れずに申請してください。

給付対象 4月27日現在で本市の住民基本台帳に記録されている人

給付額 1人につき10万円

申請方法 申請書の郵送またはオンラインによる申請

※オンライン申請をする場合はマイナンバーカードが必要▷原則として世帯主名義の銀行口座へ振り込みます。

●配偶者やその他親族からの暴力などを理由に避難している人は事情により4月27日以前に本市に住民票を移していない人で、次の①～③のいずれかに該当する場合は、手続きをすれば、世帯主でなくても同伴者の分を含めて給付金を受け取ることができます。

対象 ①配偶者暴力防止法に基づく保護命令を受けている人、②婦人相談所からの証明書や配偶者暴力対応機関などの確認書が発行されている人、③4月28日以降に住民票を本市に移し住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置の対象となっている人

申請方法 市ホームページに掲載している申出書と必要書類を下記へ郵送▷別途左記の給付申請が必要※詳細は市ホームページでご確認ください。

固特別定額給付金チーム



事業者などへの支援金

●中小企業や個人事業主(フリーランス含む)を支援
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者などに支援金を交付します。

対象 大阪府休業要請支援金の交付を受けていない事業者で、令和元年12月31日時点で本市に主たる事業所を有し、売上高が平成31年4月と令和2年4月を比較して50%以上減少している法人または個人

※府の休業要請に従わない事業者は対象外です。

交付額 法人＝25万円、個人事業主(フリーランス含む)＝10万円

申請方法 6月19日までに市ホームページから申請し必要書類を下記へ郵送

※先着順ではありません▷詳細は市ホームページをご確認ください。

固産業観光課



子育て世帯への臨時特別給付金を支給

令和2年4月分の児童手当(特例給付は除く)の受給者に支給します。対象児童は、3月31日までに生まれた児童で、3月まで中学生だった児童も含まれます。

●支給金額は対象児童1人につき1万円

申請は不要です。ただし、公務員は所属庁が支給対象者であると証明した申請書により、本人が令和2年3月31日時点の居住市町村に申請してください。

固子ども子育て課

水道料金(基本料金)を5割減額

経済状況をふまえ、6月検針分(4月～5月の使用分)から4か月間、水道基本料金を5割減額します(申請は不要)。

例えば、一般家庭(口径25mm以下)で基本料金(税抜き)が1310円から655円になり、32m使用した場合で水道料金(税抜き)が4066円から3411円に減額されます。

固経営総務課

梅雨や台風に備えて

梅雨や台風の時期には、長雨や集中豪雨などで、がけ崩れや土石流などの土砂災害が発生する恐れが高くなります。災害を未然に防ぐことは大切ですが、なくすことはできません。発生した時に被害を最小限に食い止めることができるかどうかは、一人ひとりの行動にかかっています。日ごろから災害に対して十分に備えておきましょう。

避難については、新型コロナウイルスの感染拡大が終息していない間は、避難所に多くの人が集まることで、「密閉」「密集」「密接」という「3つの密」が起こりやすくなります。親族宅などへの避難や自宅が安全な場合には、無理に避難所に行かずに、自宅から出ないことも避難（在宅避難）の一つです。災害ハザードマップで、あらかじめ自宅の危険性を調べておきましょう。また、避難所への避難が必

要な場合でも、咳エチケットや手洗いなど感染拡大防止にご協力ください。

災害ハザードマップ



災害時の緊急情報の受け取り方を知りましょう

●防災行政無線と災害テレホン案内

市では、防災行政無線の屋外スピーカーからアナウンスを流します。しかし、天候やお住まいの場所によっては、聞き取りにくいことがあります。防災行政無線の内容がよく聞き取れなかった場合には、左記に電話をかけると、同じ内容を確認できます。

災害テレホン案内
(☎26・7640)

●緊急速報メール（エリアメール）

お持ちの携帯電話やスマートフォンに、警告音を鳴らし、市からの緊急情報を配信します。市内にいる場合には、便利で気づきやすい手段です。※電源を切っていたり、圏外の場合は受信できません。

●登録制の防災メール

おおさか防災ネットに登録すると、市や府が発信する災害情報をメールで受け取ることができます。



●市ホームページ、SNSライン、フェイスブック、ツイッター

SNSで、市公式のアカウントを友だち登録しておく、市からの情報を受け取ることができます。



●NHKデータ放送

緊急情報は、テレビのテロップで確認できます。また、NHKデータ放送は、NHKのチャンネルに合わせて、リモコンの「d」、「データ」、「データ連動」などと表記されたボタンを押すとご覧いただけます。

次のことを実施して、一人ひとりが土砂災害に備えましょう

◎避難する場合に備えて、水や食料などを家庭内で備蓄しておく。

◎停電や夜間の避難に備え、懐中電灯や携帯ラジオの準備、点検を行う。

◎事前に避難場所や避難経路を把握し、高齢者や体の不自由な人のいる家庭では安全な避難方法と具体的な行動を考

えておく。

◎大雨時はテレビやラジオの気象情報に注意し、避難勧告などの避難情報が発令されたら適切な避難行動を行う。

◎災害ハザードマップを見て、自宅周辺や避難経路上で、がけ崩れや土石流の発生する恐れのある危険な場所を事前に把握しておき、身の危険を感じた時は早めに避難する。

◎すでに外出することが危険な場合には、自宅の中で安全な場所に避難する（垂直避難）。
閥危機管理課

土砂災害警戒区域などの閲覧

府では、土砂災害防止法に基づき、被害を受けるおそれがある土地の地形や地質、土

土地利用状況などを調査し、土砂災害警戒区域などを指定しています。

●区域指定箇所の閲覧は
ところ 市役所または府富田林土木事務所

※府ホームページにも掲載しています。



府富田林土木事務所（☎25・1131）

がけ地近接危険住宅の移転助成

がけ地の崩壊などにより生命に危険をおよぼすおそれのある区域の住宅について、居住者の移転を支援しています。対象 府が指定した土砂災害特別警戒区域内に指定される以前に同区域内で建築された住宅

限度額 ①危険住宅の除却などに要する経費（1戸）≦97万5000円、②危険住宅に代わる住宅の建設に要する経費（1戸）≦421万円（建物325万円 土地96万円）

※②は金融機関から資金を借り入れた場合の利子に相当する額を対象とします。詳細は左記へお問い合わせください。
閥公園河川課



Jアラート情報伝達訓練

災害時や緊急事態時に、全国瞬時警報システム（Jアラート）から送られてくる緊急情報を市民のみなさんに伝えるため、市内47か所の防災行政無線スピーカーによる情報伝達訓練を行います。

とき 6月17日（水）午前10時

内容 ①チャイム、②「こちら

は、ぼうさいながの」です。

ただいまから訓練放送を行います」

③緊急地震速報チャイム、④「緊急地震速報。大地震です。大地震です。これは訓練放送です」を3回、⑤「こ

ちらは、ぼうさいながの」です。

これで訓練放送を終わります」

⑥チャイム

閥危機管理課

住宅を適正に管理しましょう

問い合わせ 都市計画課



●ブロック塀等撤去補助制度

地震によるブロック塀などの倒壊を未然に防止し、避難経路を確保するため、撤去費用の一部を補助します。

対象 道路や公園などに面した高さ60センチ以上のブロック塀（レンガ造、石造、コンクリートブロック造などの組積造で門柱も含む）で、撤去後の高さが60センチ未満になるもの

補助額 次の①②のいずれか少ない額の10分の8▷上限額15万円

①撤去工事に要する費用、②撤去したブロック塀などの面積1平方メートルあたりに1万円を乗じた額

●木造住宅除却補助制度

対象住宅 昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅などで耐震性が不足し、1年以上居住しておらず空き家のもの

対象者 建築物の所有者で、補助金交付申請時の市民税課税総所得金額が507万円未満の人

補助額 除却工事に要する費用の2分の1▷上限額20万円

●地域の空き家を有効活用しませんか？

空き家を地域のコミュニティ拠点として改修し事業を実施する団体に対し補助金を支給しています。

受付期間 8月31日まで

活動拠点で行う事業 地域コミュニティの再生、地域福祉活動の活性化、その他地域課題の解決

対象団体 非営利目的として拠点事業を実施する5人以上の構成員がいる団体（行政機関による事務局等は除く）

対象建築物 本市に存する空き家であること、登記物件であること、国または地方公共団体が所有する建築物でないこと

対象工事 水回り、電気ガス設備、外装、内装、バリアフリー改修など

補助額 補助対象費用の3分の2▷上限額100万円

●耐震関連補助制度

住宅の1室を耐震改修するシェルター設置工事補助制度を設けています。地震への安全性を高めるため、ぜひご利用ください。

<耐震診断補助>

対象住宅 昭和56年5月31日以前に建築された住宅などで、現に居住・使用されているもの、またはこれから居住・使用するもの

補助額 耐震診断費用の11分の10▷上限額5万円

※申請には一定の要件があります▷詳しくは診断実施前にお問い合わせください。

<耐震設計・改修補助>

対象住宅 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、現に居住・使用されているもの、またはこれから居住・使用するもので、耐震診断の結果、「倒壊する可能性がある」または「倒壊する可能性が高い」と判定されたもの

対象者 建物所有者の補助金交付申請時の市民税課税総所得金額が507万円未満の人

対象工事 上部構造評点を高める工事やシェルター設置工事

補助額 ①設計に要する費用の10分の7▷上限額10万円、②改修工事費・工事監理費の10分の8▷世帯の月額所得に応じて上限60万円もしくは40万円、③シェルター設置工事について工事費用の2分の1▷上限額20万円（設計は対象外）

- 安全安心
- 公表
- 暮らし
保険年金
- 子育て
人権
- 就労
健康
- 税金
高齢者
- 事業所
- 催し・講座
- スポーツ
- 募集
- その他
お知らせ
- 相談

■表1 一般会計の執行状況 (単位：千円、%)

費目	予算現額	収入済額 (執行率)	費目	予算現額	支出済額 (執行率)
歳入	37,057,835	31,742,847 (85.7)	歳出	37,057,835	31,920,894 (86.1)
市税	12,112,524	11,752,624 (97.0)	民生費	16,932,617	15,743,792 (93.0)
国庫支出金	6,793,964	6,256,313 (92.1)	教育費	4,011,654	3,033,989 (75.6)
地方交付税	6,209,930	6,609,084 (106.4)	総務費	4,009,207	2,450,209 (61.1)
市債	3,127,500	973,900 (31.1)	衛生費	3,516,369	3,030,274 (86.2)
府支出金	3,126,296	1,918,412 (61.4)	公債費	3,127,888	3,097,493 (99.0)
繰入金	1,002,482	24,224 (2.4)	土木費	2,550,984	2,239,703 (87.8)
使用料及び手数料	639,916	581,228 (90.8)	消防費	1,386,645	1,168,944 (84.3)
寄付金	380,000	292,278 (76.9)	農林業費	454,444	310,299 (68.3)
その他	3,665,223	3,334,784 (91.0)	その他	1,068,027	846,191 (79.2)

■表2 特別会計の執行状況 (単位：千円、%)

会計名	歳入		歳出	
	予算現額	収入済額 (執行率)	予算現額	支出済額 (執行率)
特別会計	26,383,847	23,342,353 (88.5)	26,383,847	22,596,223 (85.6)
国民健康保険事業	13,236,866	11,221,132 (84.8)	13,236,866	11,367,314 (85.9)
土地取得	119,686	89,684 (74.9)	119,686	89,684 (74.9)
部落有財産	7,989	7,579 (94.9)	7,989	7,500 (93.9)
介護保険	10,933,704	9,969,044 (91.2)	10,933,704	9,242,476 (84.5)
後期高齢者医療	2,085,602	2,054,914 (98.5)	2,085,602	1,889,249 (90.6)

■表3 公営企業会計の執行状況 (単位：千円、%)

会計名	収入		支出	
	予算現額	収入済額 (執行率)	予算現額	支出済額 (執行率)
水道事業会計				
収益的収支	2,547,339	2,585,896 (101.5)	2,485,686	2,357,405 (94.8)
資本的収支	334,973	307,403 (91.8)	825,236	741,400 (89.8)
下水道事業会計				
収益的収支	3,238,009	3,271,690 (101.0)	3,062,447	3,021,929 (98.7)
資本的収支	1,976,251	1,871,194 (94.7)	3,016,033	2,868,870 (95.1)

■表4 基金・市債の状況 (単位：千円)

種類	金額	主な使い道
基金	11,143,032	
財政調整基金	2,405,847	財源不足への対応
普通建設事業基金	1,216,674	一般建設事業
減債基金	407,081	借金の返済
その他特定目的基金	6,936,535	公共施設の維持改修など
水道事業基金	176,895	用地取得・施設整備など
市債	57,284,836	
臨時財政対策債等	18,589,386	財源不足への対応など
通常の建設地方債	10,752,549	建設事業や災害復旧など
水道事業債	4,492,906	建設改良事業費
下水道事業債	23,449,995	建設改良事業費など

※令和2年3月31日現在の人口は104,031人、世帯数は47,453世帯です。

令和元年度下半期 財政事情の公表

今年3月末までの令和元年度予算の執行状況と、基金・市債・財産（土地・建物）の状況についてお知らせします。

図財政課

一般会計の状況
令和元年度一般会計予算は、当初351億2231万4000円（繰越予算を含む）でスタートしましたが、19億352万1000円を増額補正し、370億5783万5000円になりました。

基金・市債・財産の状況
市の貯金である基金、市の借金である市債については、市民1人当たりの基金の額では10万7113円、市債の額では55万652円となります。また、市の財産については、

土地が291万8736平方メートル、建物が26万837平方メートルとなっています。

※これらの数値は、令和2年3月31日現在のものです。会計年度は終了していますが、5月31日まで、出納の整理を行いますので、令和元年度決算の数値とは一致しません。



危険物は正しく 取り扱いを

●スプレー缶などは

接着剤やアロマオイル、防水スプレー、アウトドアで使用する燃料や消毒用アルコールなど、身近なところにある危険物は、正しい取り扱いや保管に努めましょう。

●セルフ方式の給油は

セルフ方式の給油取扱所では、給油手順や設備の取り扱いを誤ると、思わぬ事故を起こすことがあります。正しい方法で給油し、給油方法が分からない場合は従業員の説明を受けましょう。

●6月7日(日)～13日(土)は危険物安全週間

今年は「訓練で 確かな信頼 積み重ね」をスローガンに、事業所へは自主的な保安体制の確立を呼びかけ、市民には危険物に関する意識の高揚を図ることを目的としています。

図予防課 (☎53-3699)

運転免許関係業務の停止について (5月14日時点)
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4月16日(木)から大阪府内の運転免許試験場および警察署で行っている免許更新などの運転免許関係業務の一部が停止されています。

※5月18日以降は業務が再開される可能性がありますので、最新の状況は府警察ホームページもしくは警察へ電話でお問い合わせください。

図河内長野警察署(☎54・1234)



公表

情報公開制度などの 運用状況について

令和元年度の運用状況は左表のとおりです。

なお、情報公開制度・個人情報保護制度に関し、不服申立はありませんでした。

●情報公開制度
市が保有している行政文書を閲覧などができる制度です。

●個人情報保護制度
自分自身の情報がどのように記録されているかを確認できる制度です。

●会議の公開制度
審議会などの審議の状況を傍聴できる制度です。

図総務課

■情報公開制度

請求の状況		
請求者数 (延べ人数)	受理した請求書数	請求された行政文書数
49 人	49 通	289 件

決定などの状況						
全部開示	部分開示	非開示	拒否	不存在	取下げ	計
71 件	192 件	—	—	24 件	2 件	289 件

■個人情報保護制度

請求の状況		
請求者数 (延べ人数)	受理した請求書数	請求された行政文書数
25 人	25 通	104 件

決定などの状況						
全部開示	部分開示	非開示	拒否	不存在	取下げ	計
74 件	13 件	—	3 件	14 件	—	104 件

■審議会などの会議の公開制度

会議開催状況		
公開の会議開催回数	傍聴者のあった会議	傍聴者数 (延べ人数)
47 回	4 回	7 人

マイナンバーカードで コンビニ交付のご利用を

マイナンバーカード（個人番号カード）があれば、全国のコンビニエンスストアで次の証明書の発行が可能です。

●取得できる証明書

住民票の写し（本人・同一世帯の人）、印鑑登録証明書（本人のみ）、住民票記載事項証明書（本人・同一世帯の人）、市・府民税所得（課税）証明書（本人のみ）

●コンビニで取得できます

セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップなど（マルチコピー機が設置されている店舗）

手数料 1通300円

時間 午前6時30分～午後11時（店舗営業時間のみ）

※メンテナンスのため5月31日（日）は終日サービスを停止します。

●有効期限にご注意を

カードには有効期限があり、再交付には申請が必要です。

①申請時点で未成年の場合

カードの有効期限は申請日から5回目の誕生日です。有効期限切れとなる人には、地方公共団体情報システム機構から再交付申請の案内が送付されますので、案内に沿って申請してください（無料）。

②申請時点で成人の場合

カードの有効期限は申請日から10回目の誕生日ですが、コンビニ交付やe・tax（国税電子申告・納税システム）などで使う電子証明書の有効期限は5回目の誕生日です。有効期限切れとなる人には、同機構から電子証明書更新の案内が送付されますので、役所にカードを持参し申請し

てください（パスワードの入力が必要）。

●日曜臨時窓口のご利用を

カードは原則、本人の受け取りが必要です。交付通知書（はがき）が届いている人で平日の受け取りが困難な場合はぜひご利用ください。②の電子証明書の更新も受け付けます。

とき 6月28日（日）午前9時～正午

※システムの停止状況や受け取りに必要な書類などはホームページでご確認ください。

●市民窓口課

6月はまちづくり月間

●道路クリーンキャンペーン
期間中、府内で違法屋外広告物を追放するキャンペーンが行われます。市でも、主要幹線道路を中心に違法屋外広告物の撤去活動を実施します。ご理解とご協力をお願いします。また、市内の環境美化や景観保全を進めるため、次の団体を募集しています。

①アドプト・ロード参加団体
道路の一定区間で清掃などを自主的に行う自治会や企業などの団体を支援しています。



②違法広告物追放推進団体
市から認定され、道路などに違法にはり出された簡易広告物の撤去活動を行う団体を支援しています。

申込 ①②とも電話で左記へ
園道路課

ハチの被害にあわないために

ハチは作物の受粉や害虫の駆除などに役立つ、農業に欠かせない益虫です。人が不注意やいたずらなどで触らない限り、ハチから刺すことはありません。巣についてもあやまって触れてしまうような低い場所以外では、危険性は低いので、できるだけそのままにしておきましょう。冬になれば巣は空になり、翌年に再利用されることはありません。

新たな区域で下水道の供用を開始

市では、快適な生活環境づくりと河川などの水質を保全するため、府と連携して下水道の整備を進めています。

6月1日から、次の区域の一部で、新たに下水道の供用を開始しました。

区域 上原町、小山田町、高向、三日月町、日野、菊水町、木戸町

●排水設備工事は3年以内に

新たに供用区域になった建物は、供用開始日から3年以内に排水設備工事（くみ取り式トイレを水洗トイレに改造するなど、トイレ・風呂・台所・工場などから出る汚水・雑排水を下水道に流す改造工事）を行ってください。

●工事は市指定業者で

排水設備工事は市の指定する業者でないと実施できません。4月1日現在、172社が指定されています。一覧は下水道課または市ホームページでご確認ください。指定業者は工事の見積りから設計、施工のほか、市への各種申請手続きの代行などを行います。

●工事には援助制度の利用を

供用開始日から3年以内にトイレの水洗化や浄化槽の切替などの工事をした場合、工事補助金や融資あっせん（銀行貸付）が利用できます。

●受益者負担金の賦課

下水道の整備には多額の費用が必要です。そこで、下水道の施設が完備される区域の住民のみなさんに、土地の面積に応じて費用の一部を負担していただいています。負担金は、汚水処理が可能となる区域に順次賦課していきます。なお、一度賦課されると重ねて賦課されることはありません。

●決定通知書や納入通知書

令和2年度賦課分は、7月初旬に、対象者に受益者負担金の決定通知書と納入通知書を送付します。平成30年度賦課と令和元年度賦課の受益者負担金を期別納付されている人にも、7月上旬に納入通知書を送付します。通知書に記載の金融機関で納めてください。

●下水道課

映されます▽詳細は左記へお問い合わせください。

園天王寺年金事務所

（☎06・6772・7531）



国民健康保険料の 納付通知書などを送付

●令和2年度の保険料率
決定した保険料率（下表）と加入者の令和元年中の所得などに基つき、令和2年度の保険料を決定し、納付通知書などを加入世帯へ6月中旬ごろに送付します。納付方法などは、通知に同封しているお知らせをご覧ください。

●納付が困難な場合は相談を
特別な事情で納期限までに納付が困難な場合は、分割納付などの相談を受け付けます。また、申請により保険料の減免を受けられることがあります。

●令和2年度保険料率

	医療分	後期支援分	介護分
所得割	8.27%	2.69%	2.66%
均等割	29,272円	9,358円	19,729円
平等割	30,888円	9,875円	0円
限度額	610,000円	190,000円	160,000円

す▽詳細は左記へお問い合わせください。

園保険医療課

●平日お忙しい人はご利用を
国民健康保険の届け出や保険料の納付、納付相談などを行います。

とき 6月21日（日）午前9時～正午

ところ 市役所

※必要書類などは事前にお問い合わせください。

園保険医療課

子育て



子ども・子育て総合センター
あいつくの催し

※場所の記載のないものは、あいつく（ノバティながの北館内）で開催します。

●おでかけわくわく広場

就学前の親子が自由に遊べる場です。

とき 6月12日(金)午前10時30分～正午（雨天中止）

ところ 楠台第2公園

※当日直接会場へ。

●双子育児中ママの交流会

双子や三つ子以上の多胎児を育児中の人や妊娠中の人が集まり、子育ての話や交流をしましょう！

対象 多胎児を妊娠中や育児中の就学前の親子（保護者のみの参加も可）

とき 7月7日(火)午前10時30分～正午

※当日直接会場へ。

園あいつく（☎50・4664、FAX 50・4665）

児童手当のお知らせ

●現況届の提出を
引き続き受給するために必要です。

受付 6月30日までに郵送または直接、子ども子育て課窓口へ

※6月初旬に案内を送付しますので必ず期限内に提出を。

●児童手当を支給します

支給日 6月10日(水)（2月、5月の4か月分として支給）
支給額 3歳未満Ⅱ児童1人につき月額1万5000円、3歳以上小学校修了前（第1子・第2子）Ⅱ同1万円、3歳以上小学校修了前（第3子

以降）Ⅱ同1万5000円、中学生Ⅱ同1万円

※子どもの数え方は、18歳の誕生日以降、最初の3月末までの間にある児童の出生順です。

※特例給付（制限限度額以上の所得の人）は同5000円。

●次の場合は届出を

①現況届が未提出の場合
②住所や児童数などに変更があった場合

③退職や転職した場合

④世帯の生計中心者が変更になった場合

※届出が遅れると返還金が生じる場合があります。

園子ども子育て課

特定不妊・不育症治療費助成

特定不妊治療・不育症治療が終了した人に対し、治療費の一部助成を行っています。

※申請方法や申請期日、対象条件など詳しくは左記へお問い合わせください。

園保健センター

（☎55・0301）

離乳食・幼児食相談会

管理栄養士と歯科衛生士による個別相談を実施します。

対象 市内在住で離乳期から

定員 各18組（先着順）

申込 電話で左記へ

園保健センター

（☎55・0301）

赤ちゃんタイム

みんなで、わらべ歌や手遊び、絵本などを楽しみます。

対象 1歳以上の乳幼児とその保護者

とき 6月18日(木)、7月16日(木)▽午前10時20分～11時Ⅱ1歳児向け、午前11時20分～正午Ⅱ2歳児向け
ところ 図書館

人権

定員 各10組（先着順）

※当日直接会場へ。

図書館（☎52・6933）

6月は就職差別撤廃月間

しない させない 就職差別

面接で「家族の職業は？」

「尊敬する人物は？」などを聞かれたことはありませんか。

就職面接で本人や家族の出身地や職業、思想・信条などについて質問することは、本人に

責任のない事項や本来自由であるべき事項で応募者を判断することになり、就職差別につながるおそれがあります。

●就職差別110番

採用面接時などの差別について相談を行います。

期間 6月1日～30日▽閉庁

日を除く午前10時～午後6時

電話 06・6210・9518

メール rosei-g04@shox.

pref.osaka.lg.jp▽6月中は

随時受け付け

園府雇用推進室

（☎06・6210・9518）

★地域の子育て広場★

就学前の子どもと保護者が集まり、自由に遊んだり交流したりする場所です。会場や時間、内容など詳しくはお問い合わせを。



●つどいの広場

場所	開催日
①ふあんふあーれ 三日市 ☎63-7242	毎週火・木・金曜日と6月1日(月)、8日(月)、15日(月)午前10時～午後3時30分▷6月11日(休)＝「ゆうみ先生と音楽を楽しもう！」(午前11時30分～)、19日(金)＝「みんなでストレッチ体操！」(午前11時～)
②ほのぼのルーム 大矢船 ☎62-3501	毎週月・水・木曜日午前10時～午後3時▷6月24日(水)正午まで＝「幼保就園相談会」▷参加費無料▷予約不要▷月曜はプレママカフェ、木曜は赤ちゃんDAYも実施

※この他にも福祉委員会・自治会主催の遊びの広場を各地域で開催しています。詳しくはあいつく（☎50-4664）へお問い合わせください。

就学前の子どもと保護者
とき 6月19日(金)午前9時20分～
ところ 保健センター

定員 6人（先着順）

申込 電話で左記へ

園保健センター

（☎55・0301）

ママのあんしん相談day

助産師が妊娠中の悩みや育児相談に電話や面談で応じます。

対象 妊婦と乳幼児の保護者
とき 6月2日(火)、7月7日

対象 初めて母親・父親になる市民

とき 7月3日(金)午後1時20分～3時30分

ところ 保健センター

内容 ①歯科検診（母親のみ）、むし歯菌検査、②助産師のお話

6月23日～29日は
男女共同参画週間

内閣府では、男女共同参画社会の形成を目指し、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念に関する国民の理解を深めるため、「男女共同参画週間」を設けています。

誰もが個性と能力を発揮できる社会を実現するためには一人ひとりの意識改革が必要です。この週間に合わせ、キックスでパネル展示を開催します。これを機に考えてみましょう。

園男女共同参画センター

（☎54・0003）



図書館のおはなし会



●2～3歳児と保護者対象

とき 6月10日(水)・24日(水)午後2時30分～（15分程度）

定員 各10組（先着順）

●4歳～就学前の子ども対象

とき 6月10日(水)・24日(水)午後3時30分～（30分程度）

定員 各25人（先着順）

●小学生対象

とき 6月6日(土)・27日(土)、7月4日(土)午前11時～（30分程度）、6月20日(土)午後2時～（30分程度）

定員 各25人（先着順）

※いずれも当日直接会場へ▷6月27日は保護者も入場可。

園図書館（☎52-6933）

NEWS



ごみ袋にありがとうの感謝の手紙

新型コロナウイルスの感染拡大による外出自粛で家庭ごみの量が増えている中、ごみ袋に感謝の手紙が添えられ、収集している作業員の励みになっています。感染の不安もある中、作業員は通常よりも負担のかかる業務にあたっていますので、ごみ袋をしっかりと縛って封をするなどご協力をお願いします。